

一八世紀初頭のフランス社会の危機とその対策(2)

——一七二五—一七八年の諸提案とモンテスキューをめぐって——

古賀 英三郎

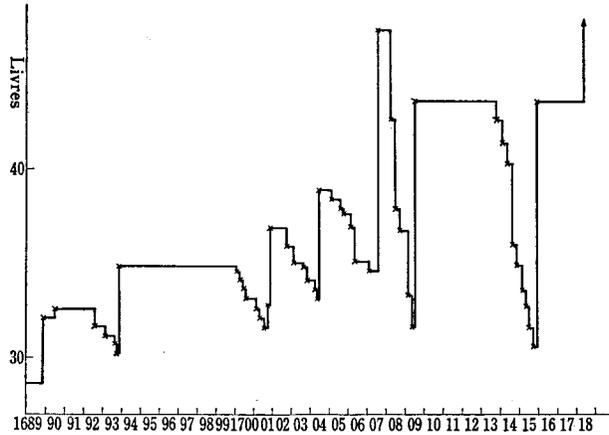
この論文は本誌四月号に発表した拙論の続きである。

さきの論文で、当時の商業衰退の原因についてのモリソンの見解をみた。かれによればその原因は、貨幣の蓄蔵および海外流出と並んで、貨幣名目価値の一〇分の三の引下げが「貨幣の稀少」をひきおこしたことにある。モリソンによれば、貨幣の名目価値のこの引下げに対応して価格が低下するどころか、それに伴う損失を償うべく、商人や職人が非農産物商品の価格を引上げたことによつて、貨幣の購買力が半減し、従つて必要貨幣量が増大し、「貨幣の稀少」に帰着したというのである。他方農民の

側では、「貨幣の稀少」——この場合はとくに「支払不能」を意味する——によって農産物価格を安く販売することを余儀なくされ、農産物価格は貨幣名目価値引下げ以前の半分以上に低落し、非農産物の農産物との比価は四倍ないし八倍となり、この価格差が商業衰退のもう一つの要因として作用したというのである。

モリソンのこの現状認識が現実に妥当するものかどうかを検討することから始めたい。モリソンの論稿が書かれたのは一七二五年二月、パリにおいてであるが、貨幣名目価値の一〇分の三の引下げという事態はいかなる時点の事象をさすのであろうか。第一図¹⁾は一六八九年(一七世紀末から一七二六年に至る貨幣価値変動期の起

第一図 Valeur du marc d'argent fin monnoyé,
d'après Dupré de Saint-Maur.



点)から一七一八年までの鑄貨純銀一マルクの名目価値の変動を示している。この図表に示されているように、一七一三年末から一五年末までに、鑄貨純銀一マルクの名目価値は、約四三リーヴルから、数度(正確には一回)の引下げを経て、約三〇リーヴルに、つまりほぼ一

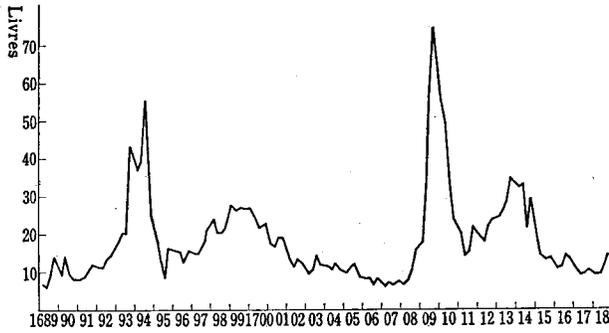
三リーヴルだけ引下げられている。この低下は、それ以前の貨幣の名目価値約四三リーヴルのほぼ一〇分の三に当り、モリソンの指摘がまさに一七一三年から一五年にかけての現実に妥当することを示している。

ところで一七一三年以前の貨幣価値の変動について概観すると、一六八九年以降一七〇九年五月までに数度にわたり、国家債務返済上有利な貨幣名目価値の引上げと租税徴収上有利なその引下げとが鋸歯状を描いて推移し、鑄貨純銀一マルクの名目価値は、一六八九年の約二八リーヴルから一七〇九一三年の約四三リーヴルへと約一五リーヴル(約一・五倍)の引上げに帰着しているが、この間の貨幣価値の変動にともなう商品流通および信用の崩壊はきわめて激しいものがあった。

つまり一六八九年の貨幣名目価値の約一〇分の一の引上げの時点からすでに悪貨による良貨の駆逐₂海外流出、鑄造貨幣による不法取引が生じ、一六九三年には、一〇年前のコールベール時代より五分の一だけ貨幣が逼迫したといわれ、一六九四年には信用の崩壊、利子率の高騰を招く。

他方農産物価格の推移は、一六八九年から一七一八年

第二図 Prix du setier du plus beau blé vendu à Rosoy en Brie (mesure de Paris), d'après Dupré de Saint-Maur.



までの小麦価格の変動を示す第二図³⁾に明らかかなように、一六八九年から一六九九年までは、一六九三年における、とくに北部フランスの冷害による穀物不作が作用して九四年に異常な価格騰貴をひきおこし、翌五年には反転下落するが、大勢としては漸騰を続け、一六八九年四月

の一ステエ
の六リーヴル
から一六九
九年一月の
二七リーヴ
ル一二スッ
ーに四・五
倍以上に騰
貴している。
この間に鑄
貨純銀一マ
ルクの名目
価値は、一
六八九年の
約二八リー

ヴルから一六九九年の約三五リーヴルへ約一・二倍引上げられている。

一七〇三年以後、貨幣価値の不安定は、次第に信用恐慌状態に導く。一七〇三年には度重なる貨幣名目価値の引上げによって対外販売利得が減少し、金属貨幣や商品を手離すまいとする傾向から通貨の一部が流通から引上げられ、「富者の消費は沈滞し、勤労階級は窮迫と貧困に陥った。」続く一七〇四年は「混乱と錯乱の時代」に始まり、流通債券 *billets de monnoye* の通用によって一時信用の回復、消費の復活、租税の順調な支払、利率の低下をみるが、この債券に維持不能な七・五パーセントの利子を付し、その返済基金に欠け、それを濫発したことによって、一七〇五年以降は他の証券・債券と同様にその信用は失われ、それがかえって信用崩壊に拍車をかける。つまり債務者はこの債券で債務を支払うことを欲するが、債権者はそれを受取ることを欲せず、また貨幣所有者もこの債券での返済を恐れて貨幣の貸付をひかえるという事態が生じた。こうしてこの時点ですでにこの債券は七五パーセントの相場下落を蒙った。かかる事態のもとでは商品のできる限り保持することがより

安全であり、またそれを販売する場合には、支払いのリスクを償いうる条件を確保しようとする傾向が生じるのは当然である。

一七〇六年以後は流通債券の地方への波及によって、信用の崩壊による商品流通の途絶つまりこの信用恐慌は農村地方にも及び、高利が産業を圧迫し、全般的な不況が始まる。

一六九九年以降、小麦価格は下降に転じ、一七〇七年一月には六リーヴル六スツにつまり四分の一以下に漸落する。この間に貨幣名目価値は、一六九九年の約三五リーヴルから、度重なる変動を経て、一七〇四―五年に最高約三九リーヴルに達した後、一七〇七年一月に三四リーヴル半に下落する。従ってこの間の小麦価格の四分の一以下への漸落は、実質的にはより激しいものであった。

貨幣名目価値の引上げによる一七〇七年の流通債券回収のための試みが失敗に終わったあと、一七〇八年二月に財務総監に任命されたデマレは、まず一七〇九年三月まで一連の貨幣名目価値の引下げ政策を採用し、ついで五月からその引上げ政策に訴えた。前者の引下げ政策は、

後者の引上げ政策を効果あらしめるためのものであったが、一般公衆は過去の経験からすでにそれを予測し、価値の低い貨幣で返済されることをおそれて誰も貨幣を貸付けようとはしなかったし、また価値の低い貨幣による債務を価値の高い貨幣で返済しうる者もなく、貨幣の流通機能は回復せず、商品は保存しうる限り流通から引上げられた。後者の新しい貨幣の発行による貨幣名目価値の引上げ政策は、流通債券の回収と、新旧両貨幣の量目・品質の差異をなくして良貨の海外流出や贋造貨幣による不正取引を防止するために旧貨幣の回収とをねらったが、旧貨幣は来るべき名目価値引上げを期待して退蔵され、海外へ流出し、流通債券は五分の一(四三〇〇万)が回収されたにとどまり、しかもその相場は八〇パーセント下落した。しかしこの貨幣名目価値の、鑄貨純銀一マルク約三リーヴルから四三リーヴルへの引上げは、穀物価格の騰貴と重なって破局的な様相を示した。一七〇九年八月二四日デマレは国王に宛てた覚書で次のように述べた。「ここ四ヶ月以来、貨幣の全流通が停止した。人々は地租も人頭税も払わない。麦類の暴騰によってわれらは生活必需品だけに生活を切りつめることを強いら

れた。かれらは塩も買わず、ぶどう酒も飲まない。」

こうして一七〇七年以後再び上昇に転じた小麦価格は、一七〇九年の冷害による穀物飢饉を原因とする小麦価格の暴騰と一七一一一年にかけてのその反転下落後再び上昇に向い、一七一三年一〇月に三四リーヴル一六スッターに達する。これは一七〇七年の六リーヴル六スッターに対し五倍以上の騰貴である。その間に貨幣名目価値は、三四リーヴル半から四三リーヴル半へ約三分の一引上げられており、小麦価格は貨幣名目価値引上げ以上の騰貴である。このように貨幣名目価値の引上げは物価騰貴に導いたのであり、財務総監デマレをして一六八九年の水準への復帰をはかるデフレ政策を採用させた。これが一七一三年から一五年にかけての、モリソンの指摘する貨幣名目価値の一〇分の三の引下げである。

一七一三年以降、小麦価格は、一七一四年後半に一時的に騰貴するが、以後漸落を続け、一七一七年四月と一七一八年一月に最低の九リーヴルに下落するが、モリソンの論稿が書かれた一七一五年の時点では、ほぼ一リーヴルと推測でき、従って一七一三年一〇月の三四リーヴル一六スッターの水準からは、モリソンの言葉通り半分

以下への、実際にはほぼ三分の一への価格低下を確認できる。この間の貨幣名目価値の引下げは一〇分の三であった。

他方非農産物価格の推移はどのようなものであったか。以前に三リーヴルであった靴下が、貨幣名目価値の引下げにもかかわらず、むしろその故にかえてそれに基づく損失を償うために、農産物の場合とは逆に、五リーヴルに引上げられたというモリソンの指摘を裏付けうる他の充分な資料をうることは困難であるが、バルバリア地方およびレヴァントから輸入された羊毛のマルセイユにおける価格を示す第三図⁽⁷⁾に明らかのように、最低価格(それは大部分バルバリア地方産出の羊毛の価格)の推移について言えば、一七〇〇年と一七一四年とが同水準の二〇リーヴル、最低が一七〇六年の一三リーヴルであり、小麦価格の一六九九年から一七〇七年への七七パーセントの価格低下に比べ、三分の一の減価にすぎない。一七〇七年以後は、一七〇九年の穀物価格の騰貴による毛織物需要の減退を反映した一七一〇年における一四リーヴルへの落込みをみる外は、一五リーヴルの水準を維持して停滞しているが、一七一三年に始まり一七一五年

第三図 Le prix, à Marseille, de la laine importée du Levant et de Barbarie (en livres-tournois, au quintal), d'après René Baehrel.

(a) prix minimum, (b) prix maximum.



に至る相次ぐ貨幣名目価値の引下げ期には、一三年から一四年にかけて一四リーヴルから二〇リーヴルへ三〇パーセントの価格上昇を示し、一四年から一五年にかけては二〇リーヴルから一八リーヴルへ一〇パーセントの下落を示すが、一七一三年を基準とすれば、一七一五年に一四リーヴルから一八リーヴルへの価格上昇を示しており、この間の小麦価格の三分の一への下落と対照をなし

ている。この点でまさにモリソンの指摘した価格格差は妥当する。

最低価格について指摘した以上の点は、最高価格（レヴァントからの輸入羊毛価格）についてもほぼ妥当するが、価格の最下点は一七〇六年でなく一七〇七―一七八年の二〇リーヴルであること、この期間をのぞけばすべて一七〇〇年の水準以上の価格を、より激しい波動を描きながら維持していること、以上の点で差異はあるが、一七一三―一七一五年の期間については、やはり二五リーヴルから三五ないし三六リーヴルへの騰貴を確認しうる。

以上の輸入羊毛価格の推移のうち一七〇六―一七八年の価格下落は信用恐慌による不況に係るが、いまここで特に考察すべき問題は、第一に、一七一三年から一五年にかけての貨幣名目価値引下げ期の非農産物価格の騰貴が、モリソンの指摘するように貨幣名目価値の引下げに伴う損失を償うためのものであったかどうかという点と、第二に、輸入羊毛価格の推移を示すグラフに明らかなように、この価格騰貴は持続せず、一七一七年までに頻発する破産を伴いつつ、一七〇六―一七八年の低水準に暴落するのであり、一七一三―一七一五年の価格騰貴後のこの破産

と価格暴落とがいかにして生じたかという問題である。

この第二の点について、既述の手稿集の第三二論稿⁽⁹⁾は、破産発生の原因を、第一に商品の販路縮小による価格低落、第二に、多くの商人と個人が、貨幣名目価値引下げによる損失を償うために、商品を買占め、証券を取得して利得をねらい、そのために貨幣を借入れさえしたが、販路縮小と信用崩壊によって、債権者の追求を破産によって逃れざるをえなくなった事情に帰している。こうした信用恐慌が一七一三年の段階で貨幣名目価値の引下げによってより直接的に発生したことが、リヨンの市長が財務総監デマレに宛てて書いた信書⁽¹⁰⁾によって示されている。つまり、貨幣名目価値の引下げは、為替手形や証券を発行した債務者が支払期日以前に債務を返済することを困難にしたのである。

非農産物価格の騰貴とその後の破産の発生との関連については、プロヴァンスの地方総監ブルが、さきに輸入羊毛価格の推移についてみたマルセイユにおける破産の発生について、一七一五年五月一日財務総監に行った報告⁽¹¹⁾が貴重な史料となる。それは一七一五年二月八日以来二七件の破産が生じ、マルセイユの取引所が混乱

に陥り、貿易商^{ネゴシヤン}がきわめて悼ましい状態におかれていると告げているが、かれによれば破産発生の原因は、貨幣の名目価値の引下げによって蒙る損失を避けるために、商人たちが、手持ちの貨幣に当惑し、それをきわめておどろくべき運動に投じ、その借入れを欲するものに、競って無利子でさえ貸付けようとしたこと、また他方では、一攫千金の欲望にとりつかれた者が、他人の貨幣を借入れて、それをレヴァントに送って商品を購入したが、多数の商人が競ってそうしたために、レヴァントの商品(羊毛)の価格を高めることになったということである。かれらは、マルセイユ市をこれらの商品で充滿させることになったが、そのとき、貨幣の名目価値の引下げはすでに完了し、金融は逼迫し始めていた。こうして価格は低落し、商人は、貨幣を借りて購入した商品によって二五パーセントの損失を蒙り、破産が発生したというのである。

同じような事態は、マルセイユについてのみならず、一七一五年三月二三日付のポルドーの地方総監クワルソンの、財務総監宛の報告⁽¹²⁾によっても示されている。それは、「この都市(ポルドー)の取引所がおかれている不

幸な状態」について述べ、「貨幣がかつてなかった以上に稀少」であり、「ここ七、八日以来、五、六件の破産が生じ、そのうちには三〇万リール以上のものがあつた」ことを知らせ、さらに「他の幾つかの破産が続くらしい」ことを告げている。クアルソンによれば、この破産の原因は、一つは、過去二年間にすべての貿易商および為替取引業者が蒙らざるをえなかつた貨幣名目価値の引下げに伴う損失に由来する不信にあり、この損失をまぬがれるために、大量の商品を買占め(物価騰貴の原因)、その販路を見出しえなくなったことにあるとしており、その点マルセイユの場合と同様であるが、暫く以前から大へん低いオランダとの為替相場が著しく高まることをあてこんで、その時点で支払いを行うよう処置し、かつ為替相場の変動によってその分を取戻すことを考えて、前貸し金に対して高い利子を支払つたり、より高い価格で商品を受取つたりしたが、しかし期待の為替相場の変動は生ぜず、貿易商は同時に多くの手形と商品との債務を背負いこむ結果になつたというのである。そこでかれらは信用を維持するために、自分の手持の手形に基づいて貨幣を急ぎ求め、商品をどんな価格でも売却お

うとした(価格低落)が、このことが、貨幣を貸付けた人びとに不信を与え、貨幣はより稀少となり始め、商人に貸付けられた貨幣の回収がはかられ(破産の発生)、誰も商人に貸付けようとはしない事態となつたというのである。「最近の二回の貨幣名目価値の引下げで、八日後には、この貨幣はもはや現われず、それがどうなつたか分らない。」とクアルソンは述べている。こうして貨幣名目価値の引下げは、価格騰貴からその下落を経て破産の発生、信用の崩壊に帰着した。従つて、モリソンのいう農産物との価格差による「貨幣の稀少」という事態は、一七一五年以降は、非農産物価格の暴落に伴う信用恐慌に展開していったのである。

このような事態は、マルセイユやポルドーにみられるだけではない。一七一五年五月三十一日付の商業監督官マシヨ^{カヌ}ーの財務総監宛の信書は、「王国の主要な諸都市の商人および貿易商」が、「かれらが背負いこんだすべての外国の商品を販売することができず、また負債を支払うためにそれを貨幣に換えることができないことによつてひきおこされ、また引続いて生じるかもしれない頻発する破産のために、商業がおかれている悼ましい状

態」について報告している。しかし同時にこのような状態が、大貿易商にのみ限定されたものでなかったこともまた注意しておきたい。⁽¹⁴⁾

このように都市において破産の発生をみた一七一五年の時点で農村はどのような状態に置かれていたのか簡単にふれておきたい。ペリ地方総監フレ・ド・マルタンが財務総監に一七一五年八月八日報告するところでは、⁽¹⁵⁾一七〇九年の冷害による穀物飢饉に基づく貧困とそれによる疫病の発生とがひきおこした大規模な住民の死亡は、農村の労働力を稀少ならしめ、その影響は一七一五年の時点にも及んでいた。つまりこの年には麦類の豊作をみたのであるが、収穫と草刈りのための労働力は高価であり、日傭^{ジュネリエ}はこの労働力需要とパンの廉価とを利用して一日に二五スカー以上を稼ごうとし、そのうえ一日の儲けで一週間分の生計に足りる状態であったので、労働するよりも一部の時間はなにもしないで過ごすことを好んだという。「麦類が高価である間は主人には暇があったが、それが安い現在は、自分の暇を持ち、チャンスを利用したい」とかれらは横柄に語る有様であったという。下男も同じように振舞い、普通ならばかれらが傭われる

日である六月二四日のサン・ジャンの祭日に、毎年受取る給与の倍増を要求し、白パンの支給を求め、かつかれらを雇っていた折半小作人や農民^{ラフカイユ}の支払いを保証してもらうために、かれらとの契約に「領地の主人」が調印することを欲したという。この事態を報告している知事は、それを「混乱」とみなし、この「混乱」がほとんど全般的になったこと、葡萄栽培人の一労働日が三〇スカーかかることを報告し、かかる「混乱」に対する対策を提案している。以上のことから、小麦価格の異常な低廉化をみた一七一五年の時点は、労働力提供者にとってはむしろ有利な事態であったことが分るが、同時にそれら労働力を雇用する農村の経営者にとっては、「混乱」であり、不利な事態であったのである。

以上のように一七一三年から一五年に至る貨幣名目価値の引下げは、都市の商業や産業のみならず、農村にも穀物の廉価を通じて「混乱」を持込んだのであり、こうして貨幣の名目価値は再び引上げられなければならない。一七一五年一二月にそれは実施される。

たしかに一七一五年のこの農村の事態は決して永続的なものでなく、二年前の一七一三年には一七一五年とは

対照的な穀物騰貴による貧困という事態を示しており(註(6)を参照されたい)、またここでは詳しく立入ることはできないが、農村の毛織物業も概して、一七一五年以後約一〇年間にわたって衰退期に入るのであり、また以上に見たような一七一三年から一五年にかけての対外貿易に連なる都市商業ひいては都市産業の困難(破産の発生)は、これまた特殊な信用恐慌によるものであって、少なくとも一八世紀前半におけるフランス絶対王政下に都市商業および産業の衰退、農村織物業の興隆を一般的構造的な趨勢として設定し、さらには農村織物業の興隆による貨幣需要の増大と貴金属量との不均衡によって「貨幣の稀少」を説明することには大きな疑問が残ると言わなければならない。また一八世紀前半の価格変動について、金融・貨幣問題の考慮なしにそれを穀物価格の推移を基軸に論ずることは片手落ちであると同時に、また貨幣名目価値の引上げあるいは引下げによって価格の上昇・下降を短絡的に論ずることにも問題が残るといわなければならない。

(1) この第一図は、Dupré de Saint-Maur: Essai sur les monnoyes, ou reflexions sur le rapport entre l'ar-

gent et les denrées. 1746. pp. 216-219. により作成した。(2) 以下一六八九年から一七一八年に至る時期の貨幣・信用問題については、Forbonnais: Recherches et considérations sur les finances de France, depuis l'année 1595 jusqu'à l'année. 1721. Basle, 1758. Tome II. を参照した。

(3) この第二図は、Dupré de Saint-Maur: op. cit. pp. 174-178. により作成した。

(4) 一七〇七年四月二十七日、ニームの司教が財務総監デマレに宛てて書いた信書は、流通債券の地方への波及が与えた衝撃をよく伝えている。「どの商人も、この地方への流通債券の導入について流されている噂でおどろいている。かれらと同様私もまたおどろいていることを白状する。この制度の遺憾な結果を見越しているからである。それによって、この都市を存続させている商業は完全に破滅させられる。自分の家族を養うことも、租税を支払うこともできない一万人をこす労働者たちは、現金を支払われなければ、乞食の境遇に、貧窮に陥るであろう。ニームの、ラシャ・絹・靴下の種々の製造業は、すべて現金払いによってのみ維持できる種類のものである。というのは労働者が大勢だからであり、絶えず一反ごとに買ったり売ったりする必要があるからであり、この種の商品は、大部分が外人向けなので、かれら外人によって与えられる為替手形は、速かに現金で支払われなければ殆んど役に立たためであろうからで

ある。……債権者はすべて自分の貨幣を商人の手から回収しようとする」。M. l'Évêque de Nîmes, au Contrôleur général. 27 Avril 1707. Correspondance des Contrôleurs généraux des Finances, avec les intendants des provinces, pub. par A. M. de Boisjoly, Paris, 1883. Tome II, p. 398.

(5) *Mémoire de M. Desmarêts au Roi, 26 Août 1709.* Correspondance des Contrôleurs généraux des finances, par A. M. de Boisjoly. Paris, 1897, Tome III, p. 603.

(6) 一七一三年における穀物の欠乏と騰貴については、幾多の資料が確認してゐる。例えばアンジュー在住のフラン・マテ・トランブローは、財務総監宛宛てて次のように報告してゐる。「この地方は麦類の欠乏によつておそろしく貧乏にある。農村の人びとの半分はパンがない。すでに大勢の人びとが餓死した。幾人かの貴族は、麦がないので助けることができないう大勢の貧しい人びとにつきまとわれたので、自分のうちを去った。良い収穫の希望は持てない。加えて、これまでいくらかわれわれの苦痛をやわらげていた家畜の価格は、牧草がないためか、それがアイルランドから来るといふ噂がここで広まったため大へん低下した。これがこれらの地方の破滅を完全なものにするであらう。」*Le sieur Fraim du Tremblay, à Angers, au Contrôleur général. 14 Mai 1713.* Correspondance des Contrôleurs généraux des finances, Tome III, p. 490.

かし一七一三年から一四年にかけての麦類の欠乏と騰貴を、一七〇九年の場合のように自然的災害(冷害)を主要原因とするものと考えることはできない。というのは、麦類の欠乏は一七〇九年のように全般的でかつ深刻であつたわけではなく——例えば一七一三年にトゥールーズで高等法院のメンバーの従僕を主謀者とする暴動が発生したが、ラングドック地方総監バヴィルはその原因は食糧の欠乏にあるのではないことを財務総監に報告し、トゥールーズは「ポルドーで必要な麦類をすべて購入するための基金を持っており、従つてトゥールーズでのパンの価格はニスワー六下ニキにすぎない事実を知らせてゐる。」(M. de Baviile, *intendant en Languedoc, au Contrôleur général. 19, 21 et 26 Juin 1713.* Correspondance……, Tome III, p. 496.)——また、一七一三年から一四年にかけての物価騰貴は、穀物のみならず、羊毛、肉、鰯などあらゆる商品に及んでゐるからである。例えばラングドック地方総監バヴィルの一七一四年三月三〇日付の財務総監宛信者は、「ずっと前からこの州の製造業者たちは、地方の羊毛が不足し」、「羊毛の高価が過度になり、製造業の将来を心配させる」事態にあることを指摘してゐる。(M. de Baviile, *intendant en Languedoc, au Contrôleur général. 30 Mars 1714.* op. cit. p. 529.)一七一四年六月二六日にはポルドーのトゥールソンは、肉の不足と高価について語り、「同じ頃ブルターニエの地方総監フェランも鰯その他すべての商品の高価に

ついで述べられているが、タッセルンは「諸商品の高価は、全王国にひろまっていたる伝染病であり、それを解けることはである」と述べたところ。(M. de Courson, *intendant à Bordeaux, au Contrôleur général*, 26 Juin 1714. op. cit. p. 542.; M. Ferrand, *intendant en Bretagne; au Contrôleur général*, 12 Décembre 1714. op. cit. p. 565.)

穀物価格の騰貴は、非農産物の需要を減退させ、その価格を低下させる筈であるが、現実はその逆であった。これらの物質欠乏と価格騰貴は、貨幣信用問題を複雑にして商品の買占めにその主要原因があると考へるべきである。事実この買占めをいって報告している史料も少なくない。例えばリヨン市の地方総監マシヤ・ムネローは、一十四年九月二〇日の報告で、「一七一三年に商人が穀物の買占めを行った」とを報告している。(M. Boucher d'Orsay, *intendant à Limoges, au Contrôleur général*, 20 Septembre 1714. op. cit. p. 556)

(7) 上記第三図に René Baehrel: Une croissance: la Basse-Provence rural (fin du XVIIe siècle-1789). Paris. 1961. p. 592 にその作成した。

(8) 一七〇八年四月一二日ランブロット地方総監マシヤルは、財務総監に宛てて次のように報告している。「製造業は衰退に瀕して居る。四〇年来完成され、非常に見事になったレヴァント〔向け〕のランシャの製造業は、一年以上前から航海の中断にまうて多くのリスタを蒙っている。」

こうして商品はたまり、販売は行われないので、それらを維持することは不可能である。……他の製造業に同じく、羊毛は安値であるが、それは、それらの製造業が日々高値に上るに反して。」(M. de Bâville, *intendant en Languedoc, au Contrôleur général*, 12 Avril 1708. Correspondance des contrôleurs généraux des Finance. Tome III. p. 19.)

(9) Mémoire à S. A. R. pour acquitter (en procurant l'avantage de tous les sujets) tant les rentes qui sont sur l'hôtel de ville de Paris et assignées sur der fermes que toutes les finances payées durant le cours du dernier règne, faire rentrer le Roy dans son domaine, rembourser les billets d'États, diminuer toutes les impositions onéreuses au peuple, éteindre les impôts, faire circuler l'argent, donner des ressources pour la guerre, sans qu'on soit jamais obligé d'avoir recours aux voyes de la finance, en réduire toutes les affaires en vue, qui ne formera de l'occupation que pour une personne, et enfin rendre en peu les temps aussi faciles qu'ils étaient anciennement. 1717. (s. n.) fos 195-214.

(10) M. Ranaut, *prévit des marchands de Lyon, au Contrôleur général*, 2 Novembre 1713. Correspondance..... op. cit. 513.

- (11) M. Lebrét, *intendant en Provence, au Contrôleur général. (D'Aix) 14 Mai 1715. Correspondance.....* op. cit. pp. 537-588.
- (12) M. de Courson, *intendant à Bordeaux, au Contrôleur général. 23 Mars 1715. Correspondance.....* op. cit. p. 582.
- (13) M. de Machault, *intendant du commerce, au Contrôleur général. (Intendance de Paris.) 31 Mai 1715. Correspondance.....* op. cit. p. 589.
- (14) モントーバンMontaubanの地方総監ロージョワ・ダンヘルクルは一七一五年八月一日付の財務総監宛の報告で、一七一四年二月以来、モントーバンの大商人は、エスパニアにおけるオランダ人やイギリス人との替為相場の差違に基づく損失からいかなる企てをも行わぬ事態にあるが、その間隙をぬって小商人が力量以上に商業と借入れを行ったため、破産に陥つたことを知らせている。なお当地の貿易商が、商業の衰退を防ぐために、貨幣名目価値の引上げを要求していることも伝えているが、この要求は一七一五年一月に実現された。M. Laugois d'Hymercourt, *intendant à Montauban, au Contrôleur général. 18 Août 1715. Correspondance.....* op. cit. p. 597.
- (15) M. Foullé de Martangis, *intendant en Barry, au Contrôleur général. 8 Août 1715. Correspondance.....* op. cit. p. 596.

(16) この点に関しては次の興味ある研究を参照されたい。
I'honmir J. Markovitch: *L'industrie lainière à la fin du règne de Louis XIV et sous la Régence. (Économies et Sociétés. Cahiers de L'I. S. E. A. Tome II. No 8, Août 1968)*

II

以上モリソンの商業衰退の原因論を手がかりとして、当時の危機の様相を特に一七一三年から一七一五年に至る時点において探ってみたわけであるが、本誌四月号の拙論で、一七一五年の段階で同時代人が国家財政危機に対して、(一)金融業者・投機業者に対する直接的な行政処置、(二)収税請負人制度の改革、(三)国家債務の部分的破産政策、(四)新旧債券交換方式による破産政策回避の信用および商業再建案が提案されていたことをみた。このうち第四の提案を行ったモリソンの流通債券の既存量の八倍の新規通用の提案は、一七一三年から一七一五年に至る貨幣名目価値の引下げの結果であるデフレーションに対するインフレ政策であったわけであるが、それが一八世紀初頭の信用の崩壊に

無視できない要因として作用した流通債券を解決の鍵としていることに欠陥のあることをみた。そこで信用再建のために次に考案されるのが、フランスにあっては未存の銀行の設立案となるのは当然であろう。

一八世紀初頭のフランスの銀行設立案の多くは、国家債務証書、なかでも相場下落した流通債券の回収を主要目的としていたのであって、その点商業上の便宜から設立された諸外国の銀行の設立事情とは趣きが異なっていたが、問題の手稿集にはその他に、直接に「貨幣の稀少」の解決を志向するもの、国家債務の返済を主要課題とするもの、商業の再建を直接目指すものがある。

流通債券の回収を主要目的とする銀行案は、第一五論稿⁽¹⁾により提案されているが、それは、当時の著名な金融業者S・ベルナルの案⁽²⁾に似て、あらゆる徴税にもかかわらず、経常費もいわんや債務とその利子も支払いえない国家財政状態のもとにおいて、破産と流通阻害の原因とみなされている八〇パーセントの相場下落を蒙っている流通債券を、その所持人の損失を最小限にとどめながら回収し、代りに兌換銀行券を発行し、国家債務を銀行券で肩代りしようとするのである。この案は、ベルナル

ルの案が銀行の兌換準備金を設けるために金融業者の借款団にたより、国庫からの独立を意図したのに反して、年に四〇〇万フランの国庫からの債務返済金の流用を求めている点で、ベルナル案以上に国庫への依存は強く、国債の相場下落が、銀行券に乘移る危険を含んでいる。しかしベルナル案と同様、それが、当時国庫に寄生し、著しい相場下落を蒙っていた多くの流通債券を背負い込んでいた金融業者の利益に合致するものであることは明らかである。

これに対して銀行設立案のもう一つの型として、「貨幣の稀少」の解消を直接目指す提案(第一九論稿⁽³⁾)がある。この論稿は「貨幣の稀少」の原因を、第一に、貨幣市場に三〇パーセントの空隙をひきおこしたと評価される貨幣の名目価値の引下げと、第二に、破産の懸念による外国人の貨幣の回収とにみており、従って「貨幣の稀少」とは文字通り「貨幣の欠乏」を意味するわけであるが、それへの対策として、第一に考えられるのは、貨幣名目価値の引上げであるが、諮問会議によりそれが退けられていた時点で、この論者は、新王室証券とともに銀行券二億五〇〇〇万リーヴルの発行を提案するのである。

この提案は、さきの提案がベルナルの案に連なるものとすれば、むしろローの銀行案に通ずるものである。

ところで、不動産の価格とその収入とをふやすこと、貨幣の利子を低めること、債務返済手段をすべての債務者に提供すること、こうした効果を期待しつつ、明白に貴族と納税者に有利な対策として銀行の設立、銀行券の発行を提唱しているものがある。それは第三四論稿⁽⁵⁾であって、債務の返済と「国家のなかで苦しんでいるあらゆる部分の完全な再建」とを「貨幣に関するただ一つのオペレーション」で果すことをねらうものであるが、この論者は、財産に関する一般考察でその提案を基礎づけようとしている。

つまりこの論者によれば財には次の三種類がある。(1) 生活の維持と便宜とに必要な土地の産物——それは常に比較価値 *valeur des comparaisons* をもち、その変動に服す——たる現実的な財 *biens réels*。(2) 年金債契約・債券・手形・為替——これらは内在的価値をもたず相対的価値しかもたない——からなる「虚偽的な財」 *biens fictifs*。(3) 金貨・銀貨——それらは内在的価値と評価価値 *valeur estimée* とを同時にもち——からな

る「混合財」 *biens mixtes* の三種類であり、かつこれらの財の総体は、不動産と動産とに分かれるが、不動産に入るものとして、土地の他に官職と年金とがあげられ、動産には、上記の「混合財」の他に「虚偽的な財」の一部——手形と為替——と「現実的な財」の産物としての生産物および商品が属する。これら動産が流通を形成するが、不動産の第一種たる土地が国家の基本的な基盤をなし、財の総量は、それとの関連で諸外国と比較さるべきであるとする。この見地から、鉱山しか存在しないエスパニア、僅かの「現実的な財」を以って商業の優位を保ち、かつ過去二五年間の戦争中に契約した「虚偽的な財」(信用)を維持しているイギリスとオランダ、これに比してフランスは、「現実的な財」は豊富でありながら、すべての「虚偽的な財」を破壊した国として特徴づけられ、かかる観点からしてこの論者は、「虚偽的な財」の再建が、フランスをかつてなかった興隆に導き、他の三国に対するフランスの優位を復活せしめると考えるのである。

ところで相対的な価値しか持たない「虚偽的な財」である国家債務は、「虚偽的な財」(信用)の再建によって

のみ決済可能であるとし、強制と任意との二種類ある債権・債務関係のうち、当時のフランスのそれはすべて強制であり、そこに信用崩壊の原因があるとみなし、強制的債権・債務関係つまり国家債務と国債の強制通用とを返済・排除するとき、「臣民」相互の債権・債務関係も決済され、自由にして任意な信用関係が生ずるとするのである。

以上の見地からこの論者は、銀行券 *ceus de Banque* を通用さすことによって証書類の強制通用を排除し、かつ貨幣の「評価価値」(名目価値)の引上げをはかるのである。それは信用の崩壊を避けつつ、「貨幣の稀少」を解決するためであり、同時に商業の復活と需要の増大、および海運業の拡大と並んで不動産(土地所有)とその収入との増大、債務返済の容易化および貨幣利子の低廉化を通して、領主としての貴族の利益をねらっているのである。これは国家債務を銀行が肩代りするベルナール案よりも、「貨幣の稀少」の解消、従って貨幣利子の引下げをねらう点で、本質的にはローの路線に立っている。

他方、商業の再建を第一義的な課題とする銀行設立案

として第二五論稿⁽⁶⁾が注目されるが、それは、新規に課税せず、国家財政事業の改革も行わずに、国家債務を返済しようとして、陸上貿易興隆の前提としての海上貿易の再建をはかるのであり、そのために銀行の設立を要求するのである。この論者によれば、相場師と担保貸付業者の高利が、強制的な詐欺破産の原因であり、内外商業の破滅の原因とみなされている。従ってまず、海上および陸上貿易に秩序と信用とを再建することが第一の課題と考えられ、そのために王国の主要都市と海港とに貿易商業の機能に関する一切の事項について、商業会議所を設置し——この論者はその設置が高等法院の権利を害するものでなく、また諮問会議の権威に服するものであることを強調しているが——、あらゆる種類の高利と人為的破産の欺瞞に対する処罰を行う使命をあてがわれている。従ってそれは一種の *Chambre de justice* の機能をもつが、しかし余儀なく破産したものを援助するという役割をもあてがわれている点、摂政下に実際に施行されたそれとは異なって、弱小商人擁護の姿勢を示している。この商業会議所はさらに商業・銀行機能を営む会社となる。その官職は売官制であるが、その議長と参事の官職

を購売する権限は、商人と貿易商人にのみ与えられることによつて、商人の利益を代表する。その他の役職もすべて、欺瞞破産を行ったことのない、信用のある商人・金融業者・貿易商でこの会社は形成される。このことが、会社の信用を維持する一つの方法と考えられている。それらの売官により三〇〇〇万リーヴルの収入が見込まれているが、それは国庫に入らず、会社の商業基金となる。官職の給与は、国庫に依存せず、この商業基金から支給され、従つて租税の加重に作用しないよう配慮が加えられている。要するに資金面での国家からの独立である。さらにこの方式は、商人の高等法院官職購入による資本の商業からの離脱という当時のフランスにおける商業にとっての阻止的要因の除去およびそれによる高等法院への商人の進出による高等法院の「古き栄光」の衰えを防止するという二重の目的が意図されている。つまり商業の立場と高等法院の立場の同時尊重がこの論稿の基本的な性格をなしている。

ところで売官制によつて会社の金庫に入る商業基金は、海上貿易に投じられて、「多数の例から明らか」とされる一〇〇パーセントの収益をあげるものと評価されてい

るが、それは官職給与の他に、一方では商業の追加投資へ、他方では国家債務の返済にあてられる。

さらに、商業信用確立のために、この会社は、その一部門として、王国の商人、金融業者および貿易商人のすべての団体によつて形成される組合営業 *association* 方式による取引所 *Bourse commune* 銀行の設立が提案される。その基金は国庫従つて租税によることをさけ、各商人および貿易商人の一〇〇〇リーヴル単位での出資（その額は約一億リーヴルと評価される）にたより、その収益の三分の二は国家債務の返済に、三分の一がすべての商人団体にあてられ、各団体はそれを投資額に応じて各個人に再分配し、元本は国家債務返済後に所有者に返済されるというものである。これは一種の国庫から独立した株式銀行であるが、この論者は、以上の方策によつて、商業信用の確立、商業の興隆、国家債務の返済、証券取引業者の背負込んでいる「死せる債券」の決済をはかっているが、それとともに貨幣流通の欠如による商業麻痺の解消、さらにはフランスと取引のある外国商人の当銀行の株主化、つまり外国よりの貨幣流入と、それによる貨幣流通量の豊富化、国内商品需要と販路の増

大・拡大をねらい、さらになかんづくレヴァント貿易におけるフランスの地位の強化と貿易における仏独連合による海外貿易の発展を展望する。

そこから生じる波及効果としては、まず「マニユファクチュール」の再建——その衰退は商業の「欠陥」に原因があり、それが「職人と労働者」の海外流出をひきおこしたとみなされている——が考えられ、ついで農業の再建があげられている。この論者によると、王国全体で四分の一の耕地が放棄され、荒地となり——その原因はのべられていない——、それが地租収入を著しく減らす結果となったが、上記の会社は、播種に必要な麦類とその他の穀物および家畜の前貸しを、五パーセントの年利率で行い、再耕地化、肥沃化によって破滅した土地の再建をはかるのである。つまりそれは農業銀行の機能をもあわせ持つのである。

商業の障碍をなしている信用の崩壊と破産とを救済すべく、以上の如き役割・使命をあてがわれている会社および銀行は、すべてのギルド corps des arts et métiers, des marchands et négociants の助力と協力をうることは必然だとみなされているが、この会社は、

大規模商業および卸売業のみかかわるのであって、小規模商業および小売業を営む商人は、「商人を動かす個人の利益のなかに根拠をもつ競争に」委ね、決して「商人の自由」を損わないばかりか、むしろ小売商人に外国商品をえさせ、その破産を防ぐ防塞の役割を演じるとされる。つまりこの論者は、売官制を認め、高等法院の権利を尊重しているが、独占的投機的金融業者には批判的であり、それに対する追求を要求している。他方その商業擁護論は、商業の国家からの独立、ギルド、「マニユファクチュール」、農業の再建、小商人の自由な発展を展望する。それはきわめて注目すべき銀行案である。

こうした一連の銀行設立案に対して、意識的な銀行設立反対案も存在する。「多くの善人が私に提案するよう懇願した気高い案」と題される第五論稿⁷⁾がそれであって、この案は、「国家の維持」のために自分の財産を提供し、貸付け、しかも証券取引による利得に参加しなかったにもかかわらず、「悪人」(金融・投機業者)によって著しい金額を失わされた者の立場を擁護し、しかも僅かの時間⁸⁾で王の負債を返済することを考えているが、この論稿によれば、商業の変調、財政の悪化、海外流出による貨

幣の欠乏といった事態の原因は、国王の膨大な負債であり、それによる信用の崩壊にあるのであって、従って信用回復のために提案される方策は、一つは租税改革による国庫収入の増大であり、いま一つは、既存の王債に納税を含むすべての支払いにおいて通用力を賦与することである。その場合、この論者は、国家債務証券を短期間に回収し、その代りに金属貨幣でなく銀行券を発行する銀行設立案(既述の第一の案)は、証券所持者に損失をもたらすばかりか、一切を混乱に陥れるものとしてこれを退けている。銀行に対するこの警戒論は、むしろ當時の「⁽⁵⁹⁾ニマールを含む高級財務官僚に多くみられたのである。

(4) Mémoire sur le moyen de payer en très peu d'années, tout ce que le Roy doit en papier. (s. d. s. n.) f^{os} 86-90.

(5) Colonel Herlaut: Projets de création d'une Banque Royale en France à la fin du règne de Louis XIV. (1702-1712). <Revue d'histoire, moderne, Tome 8, 1933.> pp. 143-160.

(6) Projet pour acquitter les dettes du Roy, faire circuler toutes les espèces dans le commerce, et faire porter à la Caisse du Sr. le Gendre, ou autres Caisses

Royales tout l'argent qui demeure caché. (s. d. s. n.) f^{os} 123-126.

(4) 赤羽裕「シモン・ローにおける財政政策の変転」『金融経済』第七二号、一九六二年二月。

(5) Réflexions sur un projet général de libération des dettes de l'Etat, du rétablissement absolu de toutes ses parties qu'on se propose d'exécuter par une seule opération sur les monnoys. 3 janvier 1718. (s. n.) f^{os} 241-248.

(6) Moyens pour acquitter les dettes de l'Etat, en moins de dix ans sans taxes ni impôts, et sans rien innover dans les affaires de finance, ni déranger les établissements qui peuvent encore être nécessaire au bien de Royaume. (s. d. s. n.) f^{os} 160-165.

(7) Projet notable que quantité d'hommes de bien n'ont prié de proposer, qui explique le moyen d'acquitter les dettes du Roy en très peu de temps, sans rien faire perdre à ceux de ses sujets qui ont prestez leurs biens pour le soutien de l'Etat, et qui n'ont point de part aux négociations du papier; que les mauvais hommes font perdre sommes considérables dont la commerce est defendu par les loix. (s. d. s. n.) f^{os} 24-29.

(8) Colonel Herlaut: op. cit. pp. 159-160.

三

次に考察すべき対策案の類型として危機克服の主体を中央国家権力や国立銀行以外のところに求める案がある。第七論稿は、一六九〇年以来契約された国家債務全体を州へ、その教区プロヴィンツまたは聖堂区カトリックの数とそれが支払う租税の額に応じて転嫁することを提案している。つまり国家債権者に対して州が支払いの義務を負うことになるのであるが、この案がねらうところは、国家がこれ以上投機業者に依存することをやめ、軽減された租税カピタル（人頭税と一〇分の一税は廃止される）にたよるようになることである、そのことによって、投機業者の資本を商業に投ぜしめることである。その場合州は債権者に「最も有利な条件で、かつ最も低い利率で」債権者との契約を引受け、国家債務の地方への分配および債務支払のための徴税と租税の使用方法については、各総管区ジネネリヤの代表者が地方総監と共に独自に決めるべきものとされている。

しかし同時に州は僧族とともに次のような援助を国家から受取る。それはすでに契約した負債および国家から転嫁された負債の額に応じて、国家は、欠乏している貨

幣の代りに流通促進のために発行され、すべての支払いの四分の一だけ通用力をもつ王室証書を州に前貸し、州はそれを債務元本の支払いに当てるといっているのである。

このような提案は、一七一六年二月三日付のメッスの地方総監でバーデン派遣全権大使となったサン・コンテのデマレ宛の覚書(第二四論稿)にもみられるが、かれは、国家債権者が安心して債権の支払いを待つことができ、また徴税が恣意的でなく、納税者の財産と商業の安全が守られ、債権者と納税者との財産が保証されるようにとの配慮から、国家債務の一部を州に支払わしめたバーデン侯オイゲーンのやり方にならって、メッス納税区グランドメッスを例に次の如き案を提示している。つまりサン・コンテによれば、メッス納税区の人頭税の年収は約三七万八〇〇〇リーヴル、一〇分の一税のそれは二六万リーヴル、計六三万八〇〇〇リーヴルであるが、この徴税を州に委ね、代りに州が年金債八〇〇万リーヴルの利子(四パーセントで年三二万リーヴル)と元本消却(初年度三二万リーヴル)の支払いを国庫に代って引受けるといふものである。この支払い分は年々減少していくから、徴税約六四万リーヴルの残高は益々多く元本消却にまわされ、

一八年で年金債は完済されるというのである。

この案のねらうところは、国庫債務を地方に肩代りさせることによって、王権をそれから解放することであるが、そのために必要とされている条件は、第一に州議会のある地方の権力保持者に国庫債務の割当てを受入れさせることであり、また州議会の存在しない他の地方については、それぞれ二人の僧侶と貴族とを任命し、地方の主要都市の官吏の中から選出された二名とともに、六人の代表に国庫債務の割当てを受入れさせ、債権者への支払いを引受けさせることである。第二に、国家債務の国庫から地方への転嫁によって債権者の利益が脅かされぬばかりか、かえって有利になるように、年金およびその債券の消却に必要な基金をうるために、人頭税と一〇分の一税の徴集を、その完済まで継続することであるが、しかし地方代表には、その基金の捻出について、地方に於いて有利に新方式を考案する一定の独自性が認められている。

ところで一七一五年一月一三日付のサン・コンテ宛のデマレの書簡から、サン・コンテのこの案は、かれがバーデンから帰任した数日後に行ったデマレとの会談の際

に、デマレが行った提案とは若干異なっていることがある。それは国家債務の地方への転嫁という点では同じではあるが、債務支払い基金の捻出については、一〇分の一税と人頭税とに代って、各地方の三身分の代表によってきめられるべしというものであった。デマレがこの州三部会による決定方式を固執していたことは、一七一五年二月三日付のデマレのサン・コンテ宛書簡が、コンテの意見には若干の難点があるとしていることから推測される。他方一七一六年一月二九日のコンテのデマレ宛書簡になると、「財政状態が許すなら、残りの臨時税収入（具体的には借入れ、富籤、税収入をあてこんだ前借り、領地や諸権利の譲渡、特権の販売等をさす——筆者）をなくすべきだ」とし、その理由として、「民衆にとってもっとも憎むべきものは収税請負人である」と述べ、同時に、「その他に毎年ある額を農村の納税者に課税する自由を保持するつもりである」として、地方本位の収税に一定の限界を加えているが、しかしコンテが収税請負人の寄生対象になっている臨時財政収入をさけて、一定の限界をもつとはいえ、地方を主体とした課税にたよううとしていることはデマレと同様である。

地方に主体を求める別の型の案として、州三部会の復活によって国家財政問題の、少なくとも予期される戦争の費用捻出の問題の解決を志向する案がある。第一六論稿⁽³⁾がそれであるが、この論者は、「貧困が余りにも全般的で、官職の新しい設置から「売官制」によって富者からさえ援助を望みえない」情況において、州三部会にあてがわれる第一の役割は、信用維持のため、その代表者によって署名される債券(三部会債券)の発行であり、それによって真鍮用具製造人から銅を、精錬所経営者から鑄金屬を、教会から銀器を買取って、金屬貨幣を作ることである(地方による造幣)。第二に、戦費調達のために五〇世帯ごとに五リーヴルの割合で、聖堂区ごとに、收税請負人にたよらず、聖堂区の地方有力者・富裕者・村役人・地租收税官によって臨時徴税することである(徴税権の地方への移譲)。

発行される債券の償還方法としては、次のような国王からの援助による州三部会の収入が期待されている。第一に国王が、「なんらかの理由のために、何者かによって、抵当に入れられ、譲渡され、あるいは授与された王領地」を自己の掌中に置く自由を、州三部会に与えるこ

とである。一度第三者の手に渡った王領地を入手する際に、州三部会は、第三者に対して五パーセント利付きの州三部会債権によって償うのである。さらに州三部会は、これら領地からの収入を最高入札者に落札させ、借地人^{フエルトマン}には、不定期領主権 *droits casuels* の用益権(賃貸借契約価格の五パーセント、残りは三部会の収入となる)のみが与えられる。以上が州三部会の収入源となり、それは債券の償還に当てられる。第二に、国王は、州三部会に対して、ノルマンディにおける *gabelnolles* つまり鉞夫に占有された自己の封土を監理し、一定の収入を徴収する権利からの所得を与え、さらに公証人証書および執達吏の令状の登録税を州三部会に譲渡し、三部会の財源とする。その収益は、この場合には收税請負人(それはノルマンディにおける公証人の登録税で年に一〇万リーヴルの収益をえていると評価されている)の介入が避けられることによって、国王が得たよりも大きな額を収めることが期待されている。

以上が州三部会の財源であるが、公衆の負担となる諸事項については、次のような配慮が加えられている。第一に王領地に支払われるべき地代^{ラント}については、州三部会

は国王が始めた免除政策を継続する自由をもつ。第二に、州三部会は王領地の地方官職と裁判費用との負担を公衆から免除する。第三に、ノルマンディにおける王室臨時裁判官 vicomte およびそれと同じ機能を有する州の他の副次的裁判官を廃止し、その補償の義務を負う。

この補償を行うために、聖堂区の僧族・世俗の領主をして、世帯数に応じてとりきめる価格で、その上級裁判権と森林関係訴訟裁判官官職とを買取るように義務づけ、かつ財産譲渡税をも、領主の上級裁判権に合体することによって、この上級裁判権は五〇〇リール以上となり、これによって廃止される王室臨時裁判官およびそれと関係する他の若干の官職廃止の補償をこえると予想されている。

さらに上級裁判権のこの販売は、王領地から、毎年法外な額に達している刑事訴訟費用を軽減するという効果が期待されている。

この第一六論稿は公衆の負担軽減の名において、州三部会の実質的機能を増大し、結局領主権の拡大に帰着している点で特徴的である。(つづく)

(1) Moyen pour acquitter les dettes de l'Etat et rétablir la circulation par Goubert, à Paris, 9 Décembre 1715. fos 33-37.

(2) Lettre de M. de St. Contest qui envoie à Mgr. deux pièces, la première est un Mémoire sur les moyens d'acquitter les dettes de l'Etat. La seconde est un calcul des sommes assignés pour le Roy sur le Département de Metz en faveur des créanciers de l'Etat. Et la troisième pour copie des lettres que M. Desmarets lui a écrites sur ce sujet. Paris, 3 Février 1716. fos 151-159.

(3) Mémoire pour procurer au Roy des secours considérables par une taxe de 5 livres par paroisse de 50 feux et audessus. (s. d. s. n.) fos 91-95.

(一橋大学教授)